

Press Release

愛媛労働局発表令和3年12月24日

【照会先】

愛媛労働局労働基準部労災補償課 労災補償課長 島田 淳朗 労災管理調整官 竹葉 睦生 電話 089(935)5206 内線 480・481

新型コロナウイルス感染症に係る労災請求について

~業務による感染は、労災保険給付の対象になります~

厚生労働省では、業務により新型コロナウイルスに感染した労働者の方の労災請求が 確実に行われるよう、周知・広報を行っています。そこで、今般、

- (1) 感染経路が不明な場合でも、個別の事案ごとに業務との関連性を調査し、労災 保険給付の対象となること
- (2)症状が持続し、療養が必要と認められる場合も保険給付の対象となること
- (3)保険給付の請求は、労働者自身が行うものであること

を周知用リーフレットに反映いたしましたので、業務により新型コロナウイルスに感染したものと考えられる場合は、積極的な労災請求をお願いします。

また、厚生労働省ホームページには、労災請求の参考として、新型コロナウイルス感染症の労災補償に係るQ&Aや労災認定事例を掲載しています。

なお、感染経路が不明であることなどの理由で、請求書に事業場からの証明が受けられないなど、請求にあたり、お困りごと、ご不明な点がありましたら、愛媛労働局労働基準部分災補償課又は、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

【新型コロナウイルス感染症に係る労災請求についての問い合わせ先】

0	愛媛労働局労働基準部労災補償課	電話	089-935-5206
0	松山労働基準監督署労災第一・二課	電話	089-918-2461
0	新居浜労働基準監督署労災課	電話	0897-38-2791
0	今治労働基準監督署労災課	電話	0898-32-4560
0	八幡浜労働基準監督署労災課	電話	0894-22-1750
0	宇和島労働基準監督署労災課	電話	0895-22-4655

【新型コロナウイルス感染症に係る厚生労働省ホームページ】

○ 新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html

○ 新型コロナウイルスに関するQ&A(労働者の方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00018.html

職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

対象となるのは?

- ■感染経路が業務によることが明らかな場合
- ■感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、

それにより感染した蓋然性が強い場合

- ※ (例1) 複数の感染者が確認された労働環境下での業務
- ※ (例2) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- ■医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、 業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- ■症状が持続し(罹患後症状があり)、療養等が必要と認められる場合 も保険給付の対象

労災保険の種類

詳しくは厚生労働省HPのQ&A (項目「5労災補償」)をご覧ください▶



業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

また、**保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。**感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、まずは労働基準監督署にご相談ください。

療養補償給付

- ①労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ②やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい 後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

- ■給付日:休業4日目から
- ■給付額:休業1日あたり給付基礎日額の8割(特別支給金2割含む)
 - *原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

■お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ







愛媛県における新型コロナウイルス感染症に関する労災請求状況

新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等【愛媛労働局、R3.11.30】

(人)

従事業務別	請求	決定	うち支給決定
医療従事者等	8 4	7 8	7 7
医療従事者等以外	3 4	2 7	2 7
計	1 1 8	1 0 5	1 0 4

年度別	請求	決定	うち支給決定
令和 2 年度	2 7	2 7	2 6
令和3年度	9 1	7 8	7 8
計	1 1 8	1 0 5	1 0 4

本表の内容は、請求事案の調査の進捗を踏まえ、変更することがあります。

陽性患者数(累計)に占める労災請求数の割合

	陽性患者数(累計)	労災請求者数	割合
愛媛	5,412人(0.31%)	118人(0.52%)	2.18%
全国	1,727,169人	22,509 人	1.30%

注1)令和3年11月30日現在の数値

注2)愛媛の()内は全国数に占める割合